

令和2年度第3回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和２年度第３回定例松本市教育委員会会議録

令和２年度第３回定例松本市教育委員会が令和２年６月２６日午後３時００分教育委員室に招集された。

令和２年６月２６日（金）

議 事 日 程

令和２年６月２６日午後３時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

- 第１号 「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援するＩＣＴ等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」の策定について
- 第２号 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第３号 松本市中央図書館あり方検討委員会の設置について
- 第４号 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の設置及び委員の委嘱について
- 第５号 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について

[報告]

- 第１号 令和２年松本市議会６月定例会の結果について
- 第２号 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について
- 第３号 中学校教文学習の中止について
- 第４号 松本市立中学校における使用教科用図書の採択について
- 第５号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第６号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第７号 特別展「よみがえる正倉院宝物」の開催中止について

[周知]

- 1 松本市立博物館「収蔵資料大公開展」の開催について

[その他]

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	横 内 俊 哉
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
教育文化センター課長補佐	倉 田 和 昭
学 校 教 育 課 長	上 條 公 徳
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
学 校 給 食 課 長	清 澤 秀 幸
中 央 図 書 館 長	瀧 澤 裕 子
文 化 財 課 長	竹 原 学
美 術 館 副 館 長	堀 洋 一
学校指導課主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策担当係長	三 村 恵 美

《開会宣言》 午後３時００分

赤羽教育長は令和２年度第３回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは定刻となりましたので、これより第３回定例教育委員会を始めます。

市内の小中学校の教育活動が通常の形で再開されてほぼ１か月になりました。分散登校から全校登校に移行した当初は、私も学校を訪ねてみましたけれども、子どもたちが新しい生活様式での生活にやや緊張気味で表情も硬く、学校全体が本当に静かなしーんとしたそんな状態でありました。今週は久しぶりにまた学校訪問をしてみました、校庭で体育の授業をする子どもたちの表情や動き、声の出し方など本当にそのときと見違えるほどでありました。学校内での授業の様子も以前のように自然体で学習している様子がうれしくなりました。校長先生にお聞きしますと、子どもたちが生き生きしてくると先生たちも生き生きしてきたとそんな話をしてくれたのが本当に印象的でありました。学校の主役は子どもたちであることを今回の臨時休業を通して再確認できたと思っています。まだまだ感染症対策では油断ができない状態ですけれども、家庭や地域の協力も得ながら子どもたちを丁寧に見守っていかれたらと思います。

また、教育委員会関係の諸施設もほぼ通常の形での開館となっていますけれども、感染予防対応については引き続きよろしくお願いしたいと思います。

《会議録の承認》

教育長 それでは、令和２年度第２回の定例教育委員会の会議録についてはよろしいでしょうか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は福島委員、山田委員です。

《議案審議》

教育長 本日の案件は議案が５件、報告が７件、周知事項が１件です。

最後のところで、先日の臨時教育委員会で報告がありました県町遺跡内での異臭発生事案についての報告がありますのでご承知ください。

<議案第1号> 「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」の策定について

学校指導課長 議案第1号「「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う民間事業者についてのガイドライン」の策定について」説明

教育長 私から2点まずお教えてください。

1点目は、指導要録上の出席扱いとすることには、子どもにとってどういう良さというか利益があるのかということ。

それと、この文科省の通知を受けて県下の他市の状況を分かる範囲で教えていただけますか。

学校指導課長 まず、1つ目につきましては、今までについては、出席扱いになりませんでしたので、例えば、高校受験に当たりましては、調査書のところに登校日数として記載されないために、学校の判断によるのですが、不利益が生じていた可能性もございます。

2つ目の他市の策定状況ですが、長野市がつくって活用しております。他の市については、まだ取り組んでいない状態であります。周辺の安曇野市、塩尻市ではまだでございます。

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお出しください。市川委員。

市川委員 前回の研究会でも私は意見を言ったのですが、このICTを使って民間企業も一緒にやってというもののの中に、この不登校というガイドラインが出たのは令和元年ですね。これはコロナ前のことであって、それが今年はコロナ後になっていろいろなICTの使い方とか学習の仕方とかいろいろなことが変わって、お金についてもいろいろ変わってきていて、ICTを使うということが、ギガスクールとかそういうものが全部、今回このやるのとダブってくる。要するに、家庭にそういうものが無いとICTをやるにしても、不登校の子どものためのガイドラインなのですが、実際は一般の子どもたちのコロナでひどいときなんか不登校と全く同じ状態なのですが、そういうのも加味してやっていかないと、民間にいろいろなことを委託したときでも、各不登校の子どものところに、ICTが使えるだけのWi-Fiとかを入れてやると

か、今年の5月15日に出ているのには文科省のほうではこれからのICTに関してはそういうお金も出すというようなことも謳っていますよね。そういうのを踏まえて全体的なことで計画を立てていかないと、このガイドラインでいいねと言ったところで実質できないのではないかと。そのためにICTに関してはチームもしっかりつくっていただいて、遅れが無いように、こういう国から来たものに対して応えるのではなくて、松本市としてそういうチームのもとにICTを使える環境整備というのは真っ先になるのではないかなと思っているのですよね。環境整備を考えたらうでこういうものに入っていくと、民間企業にやらせるというところで、力を借りるとかいう中にもこの辺ももうちょっと私は考えてほしいというか、やらないと、ただダブってまた次のICTをつくる、ギガスクールをやるという、これに知恵とか力を投ずる時間と一緒にというか、これよりも先に環境をつくって、これは期限があるかどうか聞きたいのですけれども、それも入れてやっていかないと、何かこの2つがダブってしまう、3つがダブって、でも、結果的にはICTの環境整備がとても大事なものですから、そこをしっかりと整えたらうでないと、これはできないと思うのですよね。校長先生に任しておけばこういう判断をして、学校でやってもいいと言っている、出席日数を云々というそのもう1個前の段階、それはどうなっているとか、そこをしっかりと築いていかないと、また遅れが出てしまうというかそんな気がするのですが、いかがでしょうか。

学校指導課長 機器の整備ということですよ。環境整備ということですよ。

教育長 ハードとソフトの面ですね。

市川委員 両方。

学校指導課長 家庭の通信状況の整備等につきましては、ギガスクール構想の予定の中で進めていますとしか今は言えない状況だと思うのですけれども、そこは学校教育課でその整備はきちんと計画を立ててそれに向けて進めているところであります。

市川委員 ですから、その進めている状況とこのガイドラインは平行的というか、環境整備ができていながらこのガイドラインはこうだということというのは、どちらが先かと言えば、環境の整備が分かっているのと、ガイドラインだからこれに今度は合わせてそれをつくれというのか、ただ松本の場合は非常に遅れ

ているという感覚が強いものですから、その辺をこのガイドラインに固執してしまうのかどうかと。

教育長 市川委員がおっしゃっているとおりに遅れているということで、早急に整備をするということで、今、取組みを進めていて、ギガスクール、それから1人1台はもう今年度中に進めると。それからオンラインができるようなルーター等も必要な整備をするということで、ハードと同時にソフトも進めていくということで、今年度中にハードをそろえたら、来年度が運用なので、それに向けて今度はソフトも同時に進めていかなくてはいけないという中で、おそらくこのガイドラインはコロナ以前に出されたものなので、そこに被せていくというか、コロナでオンライン学習が話題になったときにある県の教育長が、オンライン学習は不登校対応の切り札になるという発言をしているのですよ。そうすると、民間なんかでやっているこのICTを活用した云々ということと、今度は学校でそろえたオンラインができるそういう状況というのがどういうふうに被ってくるのか、その辺がよく分からないのですよ。これはオンラインができる状況をみんなに整備したという前提でつくられていないのですよね。

市川委員 コロナは100%不登校ですよ。

教育長 そうですね。まさに通信制高校の状態です。

市川委員 第2波、第3波も分からないし、今はいいチャンスになって、それを国もそういうことに対してお金も出す、整備もしなさい、一気に来ていますよね。この一気のときに、こういうことをやる前に、これは横に置いておいてというか、平行的ぐらいの感覚で、これはいいではないかではなくて、それぐらいの根本的なものをつくってほしいというのがあったのですよね。

橋本委員 おっしゃっていることはよく分かるのです。ICTというのは、ここでは不登校の議論をしているのだけれども、不登校だけではなくて、ここでのガイドラインが全員に広がるかもしれないということを考えないといけない。そういうふうに考えてきたときに、ICTの授業というのは、学力を上げるためにはそれなりの効果があるのかもしれないけれども、極端な話、100%ICTの授業をやったらその学年のやるべき内容が全て満足されたのかというと、私は極めて疑問だと思うのです。不登校の人々はなかなか社会性にはなじみにくい人もいるかもしれないけれども、学校教育の本質は何なのかと考えると、多く

の人が1か所に集まってミニ社会経験をするということで、確かにICTは今もてはやされているけれども、ICTだけで学校生活というのは充足されるのかということについては、ちょっと疑問符を持って考える必要がある。そうだとすると、現行のICTを促進させるということは非常によく理解ができるのだけれども、それでは、それをどの辺ぐらいまでICTでカバーできると考えるのかというまず基準が無いと、これ自体も100%ICTだけで出席が全部オーケーで、全部その学年を終わりましたという形にしていいいのかという疑問を感じます。

教育長 それが8ページの(3)のオですよ。『訪問等による対面指導が適切に行われること』という、これが無いとICTだけではまさにICTのみのホームスクーリングのような形になってしまうので。

橋本委員 対面というのは、1対1でもいいということですか。

教育長 ええ、先生が訪問して、「どうだい」と言って。

橋本委員 だから、そこが本当にそれでいいのか。要するに社会というのはもう少し。

教育長 小集団の中でね。

橋本委員 それで家庭だけだとできない社会生活上の訓練というものを第三者が入った学校教育という現場でミニ社会を経験しながら社会で育っていく訓練をしていくわけですよ。ICTだけだったらその部分が抜けてしまっているのではないかと、「等」で逃げるのかもしれないですけども、何か対面だけだと本当にいいのかと。ただ100歩譲って不登校の人たちはひょっとしたらそこは何らかの猶予を持ってあげないといけないのかもしれないけれども、不登校でこれを決めると全体に及ぶ可能性もあるので、そことよくにらみ合いながら表現を厳格にしておいたほうがいいのではないのでしょうか。

学校指導課長 前提が不登校児童生徒を支援する、まずそこが一步なのです。全ての子どもためのICT活用をしながら学習活動という考え方ではないので。

橋本委員 これはそうですよ。これはそうだけれども、これが完全に一穴になり得る。要するに、それが広がっていくことも視野に入れながら、ここのことを考えておく必要があるのではないですかという指摘なのですけども。

教育長 だから、それは運用のことですよ。このガイドラインを運用するところをきちんとしていかなくてはいけない、そういうことですよ。

橋本委員 だから、これは不登校の人たちのためなのだから不登校の人たちになるべく
 といって広げ過ぎてしまうと、本来押さえないといけない教育の本質というも
 のを外してしまうのでないかと。不登校の人をなるべく救ってあげましよう
 というのはよく分かりますよ。よく分かるのだけれども、外してはいけないとこ
 ろもあるのではないのかと。そこを歯止めすべきところは歯止めしておかない
 と、仮にこの辺の流れが他の不登校以外の人たちにも広がっていったときに、
 これが一穴になって広がってしまう可能性がある、そういうことを申しあげ
 ているのです。

教育長 だから、私たちの前提として不登校を支援するという、そのことはいいわけ
 ですよ。

橋本委員 そのことはいいです。

教育長 それはいいのだけれども、これが他の子どもたちにもこれが準用されてどん
 どん広まっていくようなそういうふうになることは教育の本質から外れると、
 だから、そのことはしっかり踏まえてこのガイドラインを運用していくという
 ことなのですよ。

市川委員 この根本がどうしてもコロナが起きちゃった後なものですから、どうしても
 一緒に基本、環境に関して入って、その中に不登校があるという感じでないと、
 このガイドライン自体が理解の仕方で、今言ったように大分変わってしまう。

学校指導課長 すこし長くなるかもしれませんが、8ページの（2）のウのところですよ。

「相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不
 登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校
 児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指
 導等」ということで、前提となってくるのが、学校復帰は目的ではないのです
 けれども、学校に、つまり集団の中に、本人が希望したときに入っていけるよ
 うな指導というのが前提になっている。ということは、学校、学級集団での本
 人の学習をまずは前提にしていると思います。

教育長 だから、ICTのみをもって不登校の子どもたちの支援ではないということ
 ですよ。ただ、こういうツールを使った支援もあると、これも一応認めると。
 だから、そこには、今、橋本委員がお話したように、教育の本質で、特に義務
 教育については集団の中で社会性をきちんと身につけていくと。そのことは将

来社会人としての基礎をつくっていくという意味で、本当に学習よりも大事な基礎というか部分になっていると思います。

はい、福島委員。

福島委員 すみません、質問が3つあるのですが、その前に、今、課長さんがおっしゃった「不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず」というこの文章が、それだけ取り出されるとどうしてこれが入っているのかなというのが気になってしまって、「希望しているか否かにかかわらず」というのは、現在は希望していなくても将来自ら登校を希望した際にと読むためにこの文が入っているのか、希望していなくても学校復帰を支援するということなのか、この文章はどうして入っているのですか。

学校指導課長 これは文科省の前提の部分で入っていますので、将来的に子どもが学校復帰をした希望した場合、分かりやすく言うと、中学2年までは不登校だったけれども3年になったときに登校したいとなったときに、課題を感じずに登校できるような支援をしていくと、学習も極端な遅れが無いように支援すると考えてもらえると分かりやすいと思います。

福島委員 そのまま持ってきているというだけのことですか。文科省の文章がそのままここに入っていると考えればいいですか。

学校指導課長 必要なところをここに入れました。

福島委員 これがあることによって解釈がいろいろになるかなと思うのですが、はい、分かりました。

質問ですが、議案第1号の1ページ目で、今回このガイドラインを策定して、松本市内にこういう民間施設というのは、おそらく対象になるであろうというものが、今、いくつぐらいあるのか、それが1つ目です。

2つ目は、これを具体的に進めていくのに、例えばこういうところに通っているので出席にしてくださいというような申請を、親がするのか、学校側が何らかの働きかけをするのか、具体的な進め方というのは、今後決めていくのかどうか、もう決まっているのかどうか、それが2点目です。

3つ目は、3の要件を満たす場合の児童生徒の対応の（2）で、学習評価を行うと書いてあるのですが、これが先ほど3ページで学習状況を文章記述すると補足されたのですけれども、つまり成績がつかない従来の形というか成績と

しては残らないけれどもこういう学習をしましたというようなことで考えているのか、あるいはある一定程度以上の学力の試験をやるとか試験結果をこちら側に転記するとかそういうことまでを考えているのか、その辺りを教えてください。

学校指導課長 まず1つ目の該当しそうな施設ですが、現在のところは1つあります。それから実際の運用の方法ですが、これはまとめてあるのですが、家庭が学校のほうに申出るということで、学校から働きかけるということはありません、家庭から学校です。それから成績評価につきましては、学校の試験を受けられればいいのですが、その場合はその場所に行って受けてもらえればいいですし、そうでない場合は、学習の状況をその施設から、当然、毎月出欠というか参加状況も含めて学校のほうに連絡をしてもらうことになりますので、そのような形で学習状況を把握します。だから、内容で評定をつけられる状態であれば評定をつけるということになると思います。なので、観点別学習状況も中にもありますが、全てにおいて書かなくてもよいということは、つまり書けるところは書いてくださいという意味になります。

福島委員 追加でもう1つ教えてください。現在、不登校になっているお子さんで試験だけ受けに来て中間試験とか期末試験とかそういうもので点数だけついて評定がつくという場合はあるのですか。

学校指導課長 参考点としてはつけています。民間施設だけは今は受けていないので、中間教室等に出向いてそこで受けたら参考点としてつけています。

福島委員 参考点として。

教育長 対象施設の1つというのは、はぐルッポを除いてですよね。

学校指導課長 はぐルッポは入っていないです。

教育長 はぐルッポはもう既に出席扱いにしているので。

市川委員 別にですか。1か所というのははぐルッポ以外に。

学校指導課長 はぐルッポ以外にもう1つあります。その他の民間ということです。

教育長 今までははぐルッポだけで対応していたわけですがけれども、今後さらにそういうところが増えることも予想されるので、しっかりガイドラインをつくって、そして運用していかないと、こっちは良くてこっちは悪いというその基準が無いと、どうしてうちは駄目なのですかということが今後ますます予想されると

ということです。

市川委員 ちょっとうがった考え方なのですが、私は民間人として、先ほどから何回も同じことになってしまうのですが、市としてのしっかりしたものをつくっておくというか、ICTを使うとかいろいろ言ってくると、ICTを使って引きこもりと言いながら、そういうガイドラインに見合ったものをつくることによって、本体もこれからICTに関わっていけるような戦略もつくりたいですね。ですから、全体を一緒に動かしていかないと、極論ですけれども、昔の1円入札のようなもので100億を1円でもいいのと同じような、結構これは不登校という名前だけにいってしまわないほうがいいと思っているのですよね。不登校のためにつくれというので仕方がない。ただそういう裏とかいろいろなものが入ってくるということに対しては狙いもあるという気がします。

教育長 将来的にはこのガイドラインだけで全部運用できない事態はあるかもしれないですね。そのときにはチェックリスト等に対応しながら、またこれを改定していくということにおそらくなってくると思います。でないと、全く私たちが想定していないような状況も今後はあり得ると思いますので、そういう状況のときにはガイドラインもまた改定をしていくという営みをしていくと。ただ今回、この国の試案、それから長野市なんかでもつくっておられるのですけれども、今後このようなことが増えることが予想されるので、それについてまずガイドラインを設定してきちんと対応していかないと、結局野放し状態のことが現実的に起こってくるので。

市川委員 私が見ている限りでは、イメージ的には、はぐルッポはICTとかなりかけ離れたところではないですか。

教育長 それは、ICTとはね。

市川委員 もう1か所だけあると聞いて、でははぐルッポではないというと、ICTに強いところと、ICTは全く何もなくて本当に不登校の子どもたちを受け入れているところですね。その辺のところもこういう変な格差というか、つくることによって不登校の子のためにやっているのですけれども、その辺のところの見極めというか、もう1か所というのはICTが強いのではないですか。そういうことはないですか。

学校指導課長 もう1か所は民間施設で、ICTの状況はまだ把握できてないですが、そこ

は対面授業を中心にしていますので。

橋本委員 おそらく不登校の人の状態によるのだと思うのです。私なんかも専門家ではないから小説で読んだだけなのだけれども、自閉症のような人で実はとても I T に長けているような人がいて、天才的な人が結構出たりするではないですか。症状によってはグループのようなところに行ったほうがいい人と、それかもう自宅で真っ暗の中で籠ってやるほうがいい人がいるのではないのでしょうかね。

質問をもう 1 点お願いしたいのですが、学習評価というので、私は全然基本的なことを知らないですが、今、留年制度はあるのでしょうか。一定以上の学力が無いと次の学年に進めないということは。

学校指導課長 小中は無いですね。

橋本委員 卒業まで義務教育課程というのは、評価はするけれども遅れたまま次の学年にいくわけですか。

学校指導課長 そうです。遅れが無いよう努力しながら。

教育長 ただ特別な理由があるときには原級留置という措置があって、いろいろな状況で現在の学年にもう一度留まると。

橋本委員 それは本人家族が希望したときに。

教育長 そうです。

学校指導課長 希望が前提ですね。

教育長 病気で入院していて 1 年留年をしてもう 1 回やりたいと、私が以前教育委員会にいたとき、親からの希望で、3 年間で 1 件だけありました。現在、日本はいわゆる習得主義ではなくて履修主義なのです。ですので、やったということが前提なのです。どれだけ身についたかというよりもやりましたということが前提で次の学年に進むというのが日本の制度なのです。ところが、海外は習得主義のところは遠慮なくどんどん留年をさせて、それは本人のためだという考えなのですよね。だから、その辺は海外と日本の教育制度と違います。

はグループも今後、I C T をすごく使う子がいるかもしれないですね。はグループでは使わないけれども、すごく長けて、うちでやっているという子も。

山田委員 質問してもいいですか。はグループのことで言うと、はグループは相談指導を受けた日数は報告しているので、出席扱いにされているのですが、それがどういう形で出席扱いになっているのか、例えば括弧つきの出席なのか。学校は

現実是不登校の子は玄関に入って先生の顔を見ただけで全然授業を受けなくて帰っても早退で出席となるではないですか。はぐルッポの子たちははぐルッポに来て3時間とか4時間過ごしているので出席扱いになるのですが、はっきり言って、勉強は全くしていません。それと、学習評価というのは全くできないのが現実の状況なのですが、先ほど福島さんの質問で具体的な進め方は家庭が学校に求めてという話だったのですが、はぐルッポの保護者もこのガイドラインについての説明というかICTを使うとかそういうのは保護者が学校に求めて学校から説明を受けてこういうガイドラインがありますというか、そのことを理解して、それをはぐルッポに持ってきてこういうふうにやってくださいということになるということですか。その辺が曖昧で分からないのです。

学校指導課長 これは作成に当たっては、はぐルッポのことは想定していません。これから先に出てくる民間業者等に通っている保護者から希望があった場合にこれを運用していくと考えています。

教育長 はぐルッポはこれが無いうちにもう認めています。

山田委員 登校扱いにはしてもらっているのですが、学習評価はおそらく全く無いです。先生たちが対面で来てくださるわけでもないですし、子どもはもう学校へ行くことを全然拒否してしまっているのです、中には行き始めた子もいるのですが、来年6年生を卒業して中学へ行く子が何名かいたり、あと中学を卒業して高校というか次のステップへ行く子が何人もいるのですが、正直言って、学力的にはおそらく高校入試は無理だろうとも思いますし、6年生の子たちが中学へ行って学習についていけるかという、正直言って、全くついていけない。私は本当に勉強をちょっとさせたいというジレンマがあるのですが、それを今はやっていないのがすごく苦しくて、そこへきてICTを使って対面でも授業をして、ちょっとでも学力がつく方向なり学校へ行くときのステップの一つになるのであれば、びびっと刺激してもらったらいいいのかなと思います。でも、それを今、はぐルッポにいる保護者や子どもに対して言うのは難しいというか、先生とも一切、学校ともほとんど、保護者の方も関わりを持っていないと思うので、どうしたらいいのでしょうか。

学校指導課長 やはりはぐルッポの環境を求めてきている子どもさんたちですので、そこに後からこういうのを当てはめていくというのはかなり無理があると思うので。

教育長 これは7月1日からということで、新規のところ、当面は対象は1つだということなのだけれども。

山田委員 実際ははぐルッポにも小中高と来ているので、その子たちの将来を考えると社会自立させたいという思いがすごくあるのですけれども、ICTというかパソコンとかもあるけれども、ひたすらゲームに励んでいるような状況なので。

橋本委員 逆に、はぐルッポサイドでICTのチャネルを用意するという対応になっていくわけで、おそらくこのガイドライン自体ははぐルッポに行くのも嫌だという人がICTを使って勉強をしたらその人は出席で助けてあげましょうと。こちらのほうは社会性は無いけれども、学力のほうはちょっとカバーできている。他のほうは学力のほうは全然にカバーができていないけれども一応はぐルッポに集まってそれなりの社会性をつけているということで、どちらも足りないのだけれどもなるべく救ってあげましょうというような組立てになるのではないのでしょうか。

教育長 ですので、はぐルッポのように社会性のほうから自立に向かって将来的に必要なときに学力をつけていくような営みのほうへ行くのか、今おっしゃっているように、逆の場合もあります。だから、子どもたちの道がいろいろあるので、そういう意味で、ICTも含めてこのガイドラインでそれを少し補償していくということですよ。それからたまたまオンラインなども条件も整うので、それも含めて多様な子どもたちを救っていくと。ですので、子どもの今を見ると足りないところばかりなのですよ。けれども、子どもは必ず成長していくので、その成長を見据えて今どう支援していくかということで考えていく。そして、運用については、先ほどお話があったように、慎重に運用をすると同時に、企業などが一気に参入したり、想定されていない事態が今後あり得ると思いますので、例えば民間も参入して、通信制高校なんかにも一気に広がりましたよね。ですので、その部分については今後ガイドラインを必要に応じて見直しを図っていく。それにはまた教育委員会にその都度ご相談しながら検討していくということで、他にありますでしょうか。

市川委員 ガイドラインに対して反対する気も全然ありませんし、どうしてこんなにくどく言っているかというと、これは教育長にもお話したのですが、高野課長1人のところでいろいろ起きて、教育委員会の中を縦ではなくて横に、今までも

見ている、壁の足場に関してもそうですし、エアコンに関してもそうですし、今回のICTなんかもそうだと思うのですけれども、全体である力をぎゅっとやっていかないと遅れてしまうと思うのですよね。松本らしさというか松本の強さを出すときに、教育委員会全部でこういうものにがっとうめるといって、緊急の事態とか、そういうものが必要になると思うのですよね。その辺のところを縦ではなくて横に。どうしても役所は縦になってしまうのですけれども、横に、お願いします。

教育長 再三お話いただいているように、それには人的な面の整備も必要になるので、それも含めて、まさにハードとソフトをとということで。

それでは、議案第1号については承認することとします。先ほど申しましたようなことを念頭に置きながら運用していきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

<議案第2号> 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて

学校指導課長 議案第2号「長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて」説明

教育長 ご質問、ご意見等ございますか。橋本委員。

橋本委員 長野県教育委員会と市町村の教育委員会との覚書、特にこれは松本市のものですけれども、これはこれでいいのですが、かねがね申しあげており、ここに書いてあるとおり運用をなされていないのですよね。いつも発令直前にしか教育委員に人事を聞かされたことが無い。申しあげており、この『教育委員会必携』という本の中に、6つ、教育長には委任できない、あくまで教育委員会の会議でやるべきだということがきちんとここに記載されています。その中に、「教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事」というのが、教育委員会で議論しなければならないと記載されているのです。でも、この2年間、それがなされていないということで常々教育長には抗議を申しあげているわけではありますが、実態をこのとおりにしていただきたいということを、ここであえて付言しておきたいと思います。

教育長 それについては全部、全教職員までのご相談することは無理だと思いますの

で、できる限りご相談申しあげながら。

橋本委員 できる限りではないですよ。教育委員会との連絡云々と、こう書いてあるでしょう。

教育長 はい。

橋本委員 我々だって人を知っているところと知らないところがあるわけですから、細かな人事全部に意見を言おうなんて思っていないよ。でも、この間のように不祥事を起こした人の異動とか、コアとなる校長さんの動きだとか、そういったところについては、我々だって学校訪問もしているわけで、また教育委員会の職員について課長級の動きだっていつも見ているわけで、それは意見を言わないと、全然教育委員に向かないではないですか。人事権があるからみんな教育委員に向くわけです。細かな人事について意見を言ったらぐちゃぐちゃになりますよ。1個押したら芋づる式に動くわけですから。しかしながら、少なくともコアになる部分のところについては人事に対して、固まる前に意見を申しあげる局面はきちんとつくっていただきたいと思います。以上です。

教育長 はい、分かりました。特に大枠のところで、コアになる部分について、またご相談を申しあげながら進めていきたいと思います。

他にございますか。それでは、議案第2号については承認することとします。

<議案第3号> 松本市中央図書館あり方検討委員会の設置について

中央図書館長 議案第3号「松本市中央図書館あり方検討委員会の設置について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。橋本委員。

橋本委員 この検討委員会はどれぐらいの次元で、どのような形で成果を出していくことを想定しているのかということをお伺いしたいです。

中央図書館長 8月の下旬ぐらいから毎月1回、全6回の開催を考えておりまして、この間の協議の内容を最終的に2月、3月の「あり方検討委員会の報告書」として作成いたしまして、またお示ししたいと思います。そして、それをもちまして来年度、松本市の図書館サービス計画というものを策定していきたいと考えております。

橋本委員 私自身はいろいろな都道府県を渡り歩いて、今、松本に着地してきているので、よその図書館を結構見てきています。そういう中で、私は松本市の図書館

はかなりレベル高いと評価をしています。しかしながら、いつでも有識者と書くのですが、そういうある種県外の人とかが入ると比較できる。要するに、県内の情報は結構集まっていると思いますが、松本だけの云々というよりは、県外も含めた多様な視点をちょっと入れながらやっていたただければと思います。

教育長 外からの視点も。

橋本委員 そうです。外からの視点もちょっと入れながら委員を選任していただく、あるいはケースによっては、私も入れさせていただく。

市川委員 ちょっとうるさいよね。いいですね。

橋本委員 ということも、たまには検討してみただければ。以上です。

中央図書館長 要綱にもお示ししましたけれども、多角的、総合的な検討を行うためにということで幅広い方のご意見をいただきたいと思っております。

橋本委員 レベルは結構高いと思っています。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長 他にございますか。それでは、今、ご意見がありました点も踏まえてお願いいたします。議案第3号については承認することとします。

<議案第4号> 史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の設置及び委員の委嘱について

文化財課長 議案第4号「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の設置及び委員の委嘱について」説明

教育長 説明は終わりました。それでは、ご質問、ご意見等ございますか。

橋本委員 1つ質問ですが、中井先生というのはこの間講演していただいた先生ですか。

文化財課長 そうです。

橋本委員 落語家さんは入ってないよね。

文化財課長 はい、さすがに、お忙しい方ですので。

橋本委員 忙しいですか。

教育長 忙しいと思います。中井先生と春風亭昇太さんの対談をしていただいて、春風亭昇太さんにはぎりぎりまで山城のほうを見ていただいて。

文化財課長 中井先生とは大の仲よしですので、中井先生を通じてまたいろいろと間接的にご意見、ご助言をいただいたりできるのではないかと期待しています。

橋本委員 あの対談は面白かったです。

文化財課長 ありがとうございます。

山田委員 こういうのは大学生とかそういう人たちは入れないのですか。

橋本委員 信州大学とか松本大学にはそういう学部が無いのでは。

山田委員 興味がある人、若い人が入れば面白いのに入ります。

文化財課長 そうですね。委員会ではございませんけれども、後ほどご報告をさせていただくまとも文化遺産保存活用協議会なんかは、大学院生、松本の学生さんに委員に入っていておられますので、そういったご意見を大事にしていきたいと思っておりますので、こういった協議会とか委員会の内容によっては、そういった地域で活躍なされている方、あるいはそういった若い方のご意見をぜひ取り入れていきたいと思っております。

教育長 まちづくりですとか地域づくりというような視点の委員会等にはぜひ若い方々も入っていて、その若い人の視点で進めていくということも、これから教育委員会全体でもそのような視点も大事にしていけたらと思っております。

 他にございますか。よろしいでしょうか。議案第4号については承認することとします。

<議案第5号> 松本市文化財審議委員会委員の委嘱について

文化財課長 議案第5号「松本市文化財審議委員会委員の委嘱について」説明

教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第5号については承認することとします。

<報告第1号> 令和2年松本市議会6月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「令和2年松本市議会6月定例会の結果について」説明

教育長 報告をいただきました。橋本委員。

橋本委員 質問ですが、歳出の中で単独事業はどれですか。補助事業では無いもの。

教育政策課長 上からいくと、教育振興基本計画がそうですし、教職員の教員住宅の解体。

橋本委員 これも単独ですか。

教育政策課長 はい。それから、校務支援システムのこれも負担金を払うということになりますので単独ですね。

橋本委員 I C T。

教育政策課長 はい、ＩＣＴ。それから補助金の追加。

橋本委員 はい。

教育政策課長 それから授業用校用備品も。

橋本委員 単独ですか。

教育政策課長 単独です。学校施設整備も単独です。

橋本委員 これも単独ですか。

教育政策課長 はい。プール整備は補助金があります。それからその下の補助金、町内公民館のほうは補助金があります。それからあがたの森も補助金がございます。図書館は単独です。

橋本委員 図書館、単独ですか。

教育政策課長 はい、小笠原は補助金があります。白骨も補助金があります。

橋本委員 結構単独で頑張っている。

教育部長 裏面の歳入のところに国庫支出金ということで１億１，６４９万円。

橋本委員 全体ではね。

教育部長 ここが財源となっているのが、逆に歳出の中にあるというふうになっております。

橋本委員 金額的にはね。金額的にはそうなのだけれども、事業的にどれだけ単独で頑張っているのかというのが、一つの評価ではないですか。補助事業というのは国からやれと言われて、それに県とか市の分をちょっとずつつけて、いわば自らで決定したというよりか何かやらされている感じのほうが強いではないですか。そういう意味では、主体性はあまり無いのです。予算というのはそのように見るのではないですか。

教育部長 決して補助があるのでやっているということではないです。

橋本委員 それで、単独をどれだけ頑張っているのかというのを評価しているわけです。

教育政策課長 すいません、間違えました、１つ訂正です。プール整備事業費も単独ということのようです。

橋本委員 はい、分かりました。

教育長 他によろしいでしょうか。それでは、報告第１号については承認することとします。

<報告第2号> 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について

教育文化センター課長補佐 報告第2号「松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について」説明

教育長 説明が終わりました。橋本委員。

橋本委員 報告の第3号で中学校教文学習の中止というのがあるではないですか。そういう意味ではこの委員構成の中でどこかが中止になるわけですか。要するに、3号と関連しているのは活動内容のどこになりますか。

教育文化センター課長補佐 教文学習の関係でいきますと、全ての委員会が該当にはなってまいります。今年の方は中止ですが、来年度の教文学習の検討等もありますので、委員は委嘱をしていきたいと考えております。

橋本委員 会合自体は開かれるわけですか。

教育文化センター課長補佐 はい。

橋本委員 第1回会合が中止になってくると、もともと持っていた予算も余ってくるでしょう。それは返すわけですか。

教育文化センター課長補佐 はい。

橋本委員 分かりました。

教育長 市全体でもそういうのがいくつか出てくるのですよ。

橋本委員 そうですね。

教育長 それはまとめて。今、報告第3号を続けてやっていただいたほうがよかったですね。続けてどうぞ。

<報告第3号> 中学校教文学習の中止について

教育文化センター課長補佐 報告第3号「中学校教文学習の中止について」説明

橋本委員 この間、針塚古墳でやっていたのは、教文学習ですか。

教育長 あれは文化財課ので、山辺小学校のですね。

橋本委員 ニュースか何かでやっていました。

教育長 あれは何年生でしたか。

文化財課長 5年生です。

教育長 それでは、報告第2号、第3号については承認することとします。

<報告第4号> 松本市立中学校における使用教科用図書の採択について

学校教育課長 報告第4号「松本市立中学校における使用教科用図書の採択について」説明

教育長 昨年度、小学校の全教科書を採択し、今年度は中学校の全教科書を採択する
ということで今年度進めています。

橋本委員 すみません、物すごく恥ずかしいのだけれども、東筑摩郡というのはどの辺
でしたか。

学校教育課長 飛んでおりまして、松本市の南のほうの朝日村、山形村、それから北のほう
の生坂村、筑北村、麻績村です。

橋本委員 だから、全部で松本平と考えればいいわけですね。

教育長 そうですね、松本広域連合ですね。市では塩尻市、安曇野市、松本市、それ
に朝日村、山形村、筑北村、麻績村、生坂村、村が全部東筑摩郡です。

橋本委員 本来、この辺全部一緒に松本市になれば一番いいんだよね。

福島委員 中央図書館での展示なのですけども、いつもは1階のところにあるかと思
うのですが、今年はコロナの影響などもあるということから、今回、昨年とは
違う何かを検討しておられるのかということをお聞きしたいです。

教育長 これは県教委のやることですから、市は会場を貸すだけです。

学校教育課長 スケジュールだけが来ている。

市川委員 セットの仕方も県がやるのですか。

教育長 そうです。

学校教育課長 県教委主催のものですから。

市川委員 並べ方とか。

教育長 はい。

山田委員 以前、あがたの森とかでもやっていましたよね。

教育長 それで、3年ぐらい前に私も見に行ったのですが、椅子も無くて、ゆっくり
見られないのですよね。なので、そういう環境はつくってもらいたいと言って、
次の年はそういうふうになっていました。

市川委員 私のときは腰かけがあって見ていたけれども。

教育長 そうですね。

市川委員 あれはゆっくり見るというスタイルではないですね。

教育長 私ときは結構他の女性の方も座りながら見ていました。

市川委員 人は来ていました。

教育長 ただ椅子が無いと立って見なくてはいけないので結構大変なのですよ。県のほうにそれは要望して、県のほうから図書館に言っていただいてセットしていただくと、また図書館のほうにそんな確認をお願いします。

学校教育課長 はい。

教育長 閲覧できるような状況というのですかね。ここ（教育委員室）にもあります。ただ教科書会社のほうもこれからデジタル教科書のほうにかなり力を入れていくような話を今回聞いています。紙ベースの教科書はどのくらい後残っていくだろうかという段階におそらくなると思います。

橋本委員 パワーポイントのような教科書になっていくのではないですか。

教育長 タブレットに全部入っていて、それを持ち歩くというような時代に、おそらく近い将来なると思います。

それでは、また7月30日の日に定例教育委員会において採択をいただくということでありますので、よろしくをお願いします。それでは、報告第4号については承認することとします。

<報告第5号> 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

学校給食課長 報告第5号「松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明

教育長 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。福島委員。

福島委員 すみません、57ページの（2）第2条で、委員会の構成のメンバーが書いてあるのですが、この中に栄養士というか栄養の専門職が書いていなくて、それで58ページを見ると、18番の方が学識経験者として入られているのかなと思うのですが、この学識経験者の中に栄養の専門家が入るという慣例でやっているのか、その辺りを教えてください。

学校給食課長 まさに慣例として県の栄養教諭を長年やられた方をお願いをすることになっております。

福島委員 必ず栄養に関する専門の方は入っていますか。

学校給食課長 委嘱しております。

福島委員 はい、分かりました。

教育長 これは栄養基準がありますので。

学校給食課長 はい、そうです。

教育長 その基準に各いろいろな分野で中身がきちんと充足しているかどうかということの視点もということですね。

学校給食課長 そうです。

教育長 他にありますか。それではご発言が無いようですので、報告第5号については承認することとします。

<報告第6号> まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

文化財課長 報告第6号「まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について」説明

教育長 橋本委員。

橋本委員 ちょっとメンバーの考えが甘いのではないかな。協議会としては文化財の保存よりも活用に力が入っているのでしょうか。

文化財課長 そうですね。

橋本委員 そうだとすると、観光関連業者なんてどこも入っていないではないですか。こういうふうにすると人を呼べるというような旅行業者の人を入れるとか、それから、市のほうも行きがかり上、文化財だから教育委員会が事務局なのかもしれないけれども、本来なら商工観光部と一緒に同席してもらってもいいぐらいの感じですよ。そうすると、松本商工会議所中小企業振興部長が出てきても仕方がないので、むしろ観光連盟か何かのほうがいいのではないかと。だから、単に継続というよりも本当に活用を考えるのだったら、活用を考えるような形に考え直したほうがいいのではないかなと思うのです。なおかつ、私がもう1つ言っておきたいのが、観光関連業者とプレス関係者を入れたほうがいい、放送局でもいいし。どういうふうに売り込んでいくとどういうふうに文化遺産を活用できるのかと、旧態依然としてこの人たちで話してみても実質的な議論にならないと私は思います。そういったところが足りないのです、ちょっとこれはこのメンバーだと、私は賛成し難いです

教育長 他にご意見ございますか。

橋本委員 商工観光部は絡んでいるのですか。

文化財課長 はい、事務局側のほうで商工観光の各部局と一緒に。

橋本委員 商工観光からそういう意見が出てこないのですか。

文化財課長 そうですね、今のところ。

橋本委員 真面目に考えていないのではないかと思います。

市川委員 私もこれは橋本さんの意見に賛成です。

教育長 委員は１５人以内をもって組織するとなっていて、ここに１１名ですよ。おそらくもうこの１１名の方には了承を取ってあるということですよ。

文化財課長 はい。

教育長 ですので、今のようなご意見で、１５名以内で追加をしてというような方向は考えられますか。

文化財課長 はい、可能でございます。

教育長 ですので、４人まだ枠があるのでそのところで。

橋本委員 ちょっと予算がかかってしまうかもしれないけれども。

教育長 そうですね。最大限努力をしていただいて。

橋本委員 それよりも実が出るほうがいいです。

文化財課長 ありがとうございます。

教育長 それでは今のご意見も考慮して、委員について追加の検討をしていただくという集約でいいですか。

橋本委員 はい。

市川委員 はい。

教育長 それではよろしいですか。ではまた検討するというので、これは発足はいつでしたか。

文化財課長 任期につきましては、７月２０日からになりますけれども。

橋本委員 いや、これはもう事後報告でいいですよ。観光関連業者を絶対に入れたほうがいいです。

教育長 もしできましたら、研究会のときに報告してください。

橋本委員 それでいいです。

教育長 １７日が研究会になりますので、研究会のときに報告をいただくということで、そのように集約をさせていただきます。

<報告第7号> 特別展「よみがえる正倉院宝物」の開催中止について

美術館副館長 報告第7号「特別展「よみがえる正倉院宝物」の開催中止について」説明
教育長 報告をいただきました。

橋本委員 交通事故のようなもので仕方がないけれども、かなり興味のある展覧会なので、逆に言うと、令和4年度の開催に向けての交渉は松本市側としては有利に進められるのではないのでしょうかね。

美術館副館長 現状は、市の予算がございますので、裏づけが無いと何とも言えないのですが。

橋本委員 ぜひこれから頑張ってもらいたいと思います。

美術館副館長 それはもうそういうことで、今、交渉もしております。

橋本委員 一番被害を受けたわけだから、奈良国立博物館サイドには大分強気で交渉できる。

美術館副館長 そうですね、はい。

教育長 リニューアルのところで、その頃にはコロナも収まって、ぜひ大勢の方にと
いうことで、なかなか回ってこない展覧会ですので、またそんな取組みもして
いただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。それでは、報告第7号については承認することと
します。

<周知事項1> 松本市立博物館「収蔵資料大公開展」の開催について

教育長 予定されていた案件は終わりましたが、冒頭でお話ししましたように
先日の臨時教育委員会で報告がありました県町遺跡の異臭発生事件についてそ
の後のことについて小林課長と竹原課長から報告をお願いします。

教育政策課長 それではお願いします。資料が無くて口頭での報告ということで申し訳あり
ませんけれども、前回報告させていただいていろいろご指摘いただいたという
ことで、その中で迅速な対応というようなこともお話があったわけですが、本
日の報告ということでよろしくお願いします。

まず、今回の事案につきましての危機管理部と教育部での検討ということの
内容です。今回の事案につきましては、異臭が発生した段階において松本広域

消防局が実施した検査で有害ガスが検知されず、作業員にも健康被害が無かった、それから場所が特定されていて影響範囲が限定的であることから当日は近隣への安否確認と周知を最優先して安心ネットや防災無線による広域的な周知までは必要ないという判断を行ったということでございます。過去の類似の事案も参考にしまして、硫化水素等の異臭の発生であるとか不発弾の処理だとかということもありましたが、こういった場合も安心ネットで配信は行っていなかったということもございました。

しかし、翌日は万が一に備えて、近隣の住民の方、それから保育園、小中学校、児童センター、こういったところへ注意喚起を行ったことから、住民の不安を払拭する意味での情報提供というのは必要な場合もあると考えているということでございます。

したがいまして、教育委員会の今回のご指摘を踏まえて、もう少し広い視野での積極的な情報提供といった観点から、情報提供のタイミング、手段などについて、ケース・バイ・ケースで考えていきたいといったことでございます。また、庁内の連絡体制につきましても、再度徹底をするということでございます。危機管理部からの打ち合わせの内容は以上でございます。

教育長 続いて竹原課長。

文化財課長 私ども文化財課では今回このような事案が発掘現場において発生してしまったということで振り返りをする中で、いくつか私どもとしても反省すべき点があったかと思えます。

それで、今回のこの事案を教訓にして発掘現場における安全管理、それから事故等の発生時の初動の対応や必要な庁内外の連絡、あるいは住民の皆様への周知といったものについて職場内でも確認をして、職員全員が共通認識を持ってこういった場合に即応できるように認識を深めていきたいと考えております。

なお、状況のご報告でございますけれども、片倉工業株式会社におきまして、採取した土壌の分析が現在行われているとのことです。もうしばらく結果が出るまでには時間がかかるということで、片倉工業側から私どもに連絡を受けていますので、それを待って今後の対応等を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

教育長 今、危機管理部と、それから文化財課の状況ということで、前回も最後の集

約のところで再開に向けてのというところを私のほうからも話をしましたけれども、結果が出てからもう1回、再度慎重に検討していくということですね。

文化財課長 はい、そうです。

教育長 橋本委員。

橋本委員 何か持って回った言い方で煮え切らないのだけれども、危機管理部の今回の対応は明らかにずさんと言わざるを得ないと思います。それをちゃんと認めないというところがいかにも役所らしいなと思います。要するに、危機があつてからでは遅いとこの間申しあげたように、何のための安心ネットなのか。こういう危機があるかもしれませんという危機情報を流すのが安心ネットではないのですか。大雨注意報だって、大雨警報だって、そのとおり洪水になったり、大雨になったりするわけではないかもしれないけれども情報を流すわけでしょう。そういう意味では、異臭が有毒か有毒ではないかに関わらず、あれだけ警察から消防から出て大騒ぎになっているのに、それで何も流れてこないというのは明らかに失敗だと思いますけれども、失敗は失敗としてきちんと認めたほうがいいですよ。今後検討しますと言っても、その内部基準、規定が悪いのだったら、それもちょうんと直したほうがいいですよ。そういう成果が目に見えてないというのではとても不満だと思います。

それから、1日目は教育委員会から危機管理部への連携がうまくいってなかったということですよね。教育委員会としても非常に考えないといけないのは、今、不審者が出たというようなものは頻繁に安心ネットに流れてくるのです。それだけではなくて、以前から教育委員会はどちらかというと学校現場に流していくような形で連携を取っていたと思うのですけれども、登校とか学校の近くとかそういったものも職員もメールで来ると残って文字で読める、だから、教育委員会からの情報発信のルートとして危機管理部といかに連携してうまく安心ネットで情報を流していくのかということをもう少し緊密に連携を取っていかないといけないのだろうと思うのですね。旧来の学校経由の連絡方法だけではなくて、今やそのための安心ネットといういいツールがあるのだけれども、そのいいツールを生かし切らないといけないと思うので、そこの連携プレーをよろしくお願いいたしますと思います。

教育長 お話があつたように、現実的にはいろいろなことがあつて、例えば猿が出た

とか、イノシシが出た、熊が出たから始まって不審者情報から本当にたくさん
のものがあって、それは教育委員会サイドでやることが多いので、逆に、教育
委員会の判断である程度情報を、例えば学校周辺とか学校のほうへ直接流して
いくようなことも。

橋本委員 だから、どの情報が欲しいか選べるようになっているのですよ。私は全部の
情報に丸をしているのですけれども、教育関係の情報が欲しいというのだった
ら、教育関係の情報を選べば、要らない人はそれを外せばそのメールが来ない
ので。

教育長 選択できる。

橋本委員 設計から始まって、全部危機管理部が判断するのかというと、そこも難しい
判断なので、安心ネットのところに教育関係だったら教育関係の枠をもらって、
そこは教育委員会で判断して情報を流させてくださいというようなそういう連
携も庁内できちんと組み直したほうがいいのですよね。

教育長 私たちが独自で緊急と判断した場合には私立学校から始まって各種学校まで
即時に流します。数年前にも一般の方が登下校の時に刺されるということがあ
り、そのときも情報の伝達の仕方によっていろいろあって、もう1回いろい
ろなところと調整をして組み直したこともありましたので、その点もまた含めて
調整をして、選択できるような、そして迅速に流せるような取組みをしていき
たいと思います。

市川委員 特に今の話の中で、返事として、危機管理課長、この間来てくれていた彼に
お願いした私の気持ちは伝わっていないな。ああいう状況をもって橋本さんの
意見に関しても必ず持ち帰って部長と話した結果の危機管理という意味のこ
とをしっかり伝えてくれるのではないかと期待していたのですけれども、
結果としては。

橋本委員 だから、本当に反省していたら、今日、部長が出てきているよ。危機管理部
が反省していない証拠だよ。

市川委員 それも私としては非常に残念だというのはありました。

橋本委員 この間、どうして部長が出てこないんだと私が言っても、部長が出てきてい
ない。まともに真面目に議論もしていない。

市川委員 そういう意見を聞きながら課長がそれだけのことを受けていってもらわない

と、こういうのはなかなか伝わらないと思います。ここの雰囲気というかそういうことが。

橋本委員 私は教育委員であると同時に一番近い市民なのです。松本サリン事件を思い起こして、恐怖を感じたわけですから。みんな松本サリン事件を思って、恐怖を感じたわけですから、それへの対応としてはあまりにもお粗末です。

教育長 当事者ですものね。

橋本委員 当事者。なおかつ、この間言ったように、一番多くの市民が集まるイオンの近くですよ。そこに情報が流れなくてどうするのかということです。

教育長 改めてそれはきちんと私のほうからもお伝えをします。

橋本委員 なぜ今日危機管理部が出てこないのですかと言っていましたということは、ぜひ伝えてください。要するに、そこに姿勢が全て表れていると思います。

教育長 それでは予定されていた案件は以上であります。

学校教育課長 すみません、先ほどの教科書の展示の関係でございますが、県に確認をしたところ、かなり広い空間らしいですけれども、1階のロビーで、今のところ例年どおりのようなことでございまして、仕切りを置くとかそういったことは今のところまだそういう情報はございません。例年どおりの開催ということになっております。

教育長 椅子か何か置いてくれるということですね。

学校教育課長 それも例年どおりということかと思えます。

教育長 はい、分かりました。

それでは事務局からお願いします。

事務局 7月17日は教育委員研究会、30日は定例教育委員会となりますので、よろしくをお願いします。

教育長 それでは以上で第3回の定例教育委員会を終了といたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和2年度第3回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後5時00分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

山田 幸江

福島 智子
